

グループウェア機器賃貸借仕様書

1. 概要

本件は、庁内の情報共有ツールとして使用しているグループウェア「desknet's NEO」のサーバ等機器の賃貸借及び保守管理を行うものである。

賃貸借の開始に当たっては、データ移行を実施し、現行サーバ機器と同様のネットワークで稼動できるよう、必要な設定等を施して新サーバ機器を構築し、運用可能な状態で提供されることを条件とする。

2. 範囲

本件で対象とする範囲は、次のとおりとする。

グループウェア

- ・ 機器及びソフトウェアの賃貸借（保守管理含む）
- ・ 機器等の構築・設置（システム構築、データ移行含む）

3. 賃貸借期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日まで

4. 納品日

令和 8 年 2 月 27 日まで

5. 納品場所

三浦市が指定する場所（三浦市内、1 か所、エレベータあり）

6. 支払い

完成後毎月払い

7. 賃貸借物件

本件で賃貸借する機器等は次の性能を満たすこと。

グループウェアサーバ

機器種別	性能仕様
サーバ	・ 台数：1 台 ・ CPU：Xeon Silver 4509Y (ベース動作周波数 2.60GHz/ キャッシュメモリ 22.5MB コア数 8Core) 以上 ・ メモリ：16GB 以上 (8 GB×2 も可とする) ・ HDD：300GB (10krpm) 以上の SAS を 3 個以上搭載 RAID 設定対応 (RAID1、ホットスペア) ・ ディスクアレイ：RAID1 対応のもの ・ OS：Windows server 2025 Standard Edition ・ DVD-ROM：内蔵 ・ LAN カード：10GBASE-T、2 ポート以上 ・ セキュリティチップ (TPM2.0) ・ ホットプラグ対応 (電源ユニット・HDD) 5 年間のパーツ保証・出張修理サービスを備えること
モニタ等 周辺機器	・ ラック・コンソール (17 インチ・1 U) ・ アナログ KVM スイッチ (8 ポート・1 U)
グループウ ェアソフト	・ グループウェア製品は「desknet's NEO」(パッケージ版) とする。 ・ 基本ライセンス：500 ユーザ、年間サポート含む
バックアッ プソフト	ArcServe UDP 10 Advanced Edition –server 以降を備え、インストール メディアを最低 1 枚添付すること
バックアッ プ用 NAS	・ 台数：1 台 ・ HDD：4TB 以上 ・ その他：ラックマウント型 1U 5 年間のオンサイト保守パックを備えること バックアップソフトを使用して、グループウェアサーバの 必要なバックアップデータを取得・保管できること

無停電電源装置（電源管理ソフト含む）	・台数：1台 ・その他：ラックマウント型（2U以下） ・5年間の製品保証・平日日中時間帯におけるオンサイト保守（バッテリー交換含む）パックを備えること ・停電時に接続機器が5分程度稼動し、シャットダウンできるまで電源を供給できること ・電源管理ソフトにより安全にシャットダウンが行えるほか、復電時に自動でシステム起動が行える設定を施すこと
その他	・サーバ、NAS、UPSは既存のラック（日東工業(株)製 FS100-712EN/H）に搭載する ・ラック搭載にあたり、レール、ラックマウントキット、インタフェースキット等、必要な機器がある場合は用意すること

8. 構築作業

（1）作業

以下の作業はいずれも、平日に行う場合は、現行システムを利用できる状態に維持しなければならない。現行システムを利用できる状態に維持することが困難な場合は、週休日に作業を行うこととするが、市と事前調整すること。

ア ラックマウント作業

現行機の取り外し作業を行い、現行機が設置されていたスペースのうち市が指定する位置にラッキングすること。本稼働前の事前設置が必要な場合は、現行機の隣のラックに仮ラッキングし、本稼働日までに本ラッキングする。

なお、作業時に発生した梱包材等については受注者において処分すること。

イ ドメイン設定

別途三浦市より指定のドメインに参加すること。

ウ ネットワーク設定

IPアドレス等のネットワーク設定は、別途三浦市より指定する値を使用すること。

エ OSインストール設定

オ 関連ソフトウェアのインストール（バックアップソフト・UPS管理ソフト・ウイルス対策ソフト）及びウイルス対策ソフトに係る支援

ウイルス対策ソフトは三浦市が保有しているライセンスを利用し、構築時にあわせてインストールすること。なお、利用するソフトウェアはTrend Micro Apex Oneの予定である。検索・遮断対象外とすべき事項があれば提示すること。

カ グループウェアインストール設定

最新バージョンの「desknet's NEO」をインストールする。基本設定等は現行システムと同様とし、現行システムからデータ移行を実施すること。

キ データ移行作業

データ移行の作業は、原則、現行機と LAN 接続して実施すること。

ク 電源及び LAN の利用

本稼働に当たり、電源コンセント及び LAN ケーブルの接続口は、現行機と同じものを使用すること。なお、搬入後本稼働前のデータ移行等作業時に必要な電源コンセント及び LAN ケーブルは市が別途用意する。

ケ 修正パッチ等の適用

導入機器や OS を含むソフトウェアについて、公開されている修正パッチ（セキュリティパッチ含む）を適用し、最新の状態とすること。

コ バックアップの構築

バックアップは次のとおり現行機の設定を引き継ぎ取得すること。

（ア）頻度

毎日

（イ）開始時間

午前 3 時

（ウ）保持するバックアップ内容

過去 14 日間（フルバックアップ）

サ ディスク構成

RAID1 とし、運用中にサーバに障害が発生しても機能停止することがない構成とすること。

シ 動作検証作業

構築したシステム、ソフトウェアの正常性を確認すること。

ス 運用資料作成

サーバ機器等の起動、停止における手順やバックアップ結果の確認方法等、基本的な運用資料を作成すること。「desknet's NEO」の利用に関するものは含まない。

（２）その他

ア システム構築後、利用者ユーザ側の確認は三浦市が実施する。

イ グループウェア利用のためのパソコン設定は本業務に含まない。

9. 納品までのスケジュール

納品日である令和 8 年 2 月 27 日までに本稼働ができる状態に準備を行うこと。また、成果物の納品等についても同日までに実施すること。

10. 保守

グループウェアサーバの運用にあたり、次のとおり保守を行うこと。なお、機器ごとの保守内容は「7. 賃貸借物件」に記載のとおりとする。

- (1) desknet's NEO 基本ライセンス (500 ユーザ、年間サポート含む) を利用した運用保守を行うこと。
- (2) サーバ機器の故障等に起因する障害発生時の問い合わせを受け付けること。問い合わせ方法はメール及び電話とする。
- (3) 障害の切り分けをすること。必要であれば、機器メーカーへの問い合わせ、手配を行うこと。
- (4) 障害により、復旧作業が必要な場合は速やかに対応すること。

1 1. 機器のデータ抹消及び物理破壊

- (1) 機器の賃貸借期間満了の際には、受注者が用意する機器等を用いて、グループウェアサーバ、バックアップ用 NAS のデータを抹消する。グループウェアサーバ、バックアップ用 NAS は①物理破壊、②磁気破壊、③OS 等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去、④ブロック消去、⑤暗号化消去のいずれかの方法で抹消する。
- (2) 上記の作業の完了証明書を提出すること。なお、物理破壊を行う場合は証拠写真を付すこと。

1 2. 機器搬入出及び返却

- (1) 搬入出に際し、養生は任意とするが、物損事故等が無いよう十分に注意すること。エレベータ及び台車利用可とするが、市と事前調整すること。
- (2) 賃貸借期間終了後の機器返却費用は、受注者の負担とし本件に含めること。また、ラック搭載機器の取り外し作業は受注者が行うこと。

1 3. その他

(1) 納品物

	納品物	数量
1	ソフトウェア媒体 (ライセンス含む)	1 式
2	構築に係る設定資料 (電子及び紙媒体)	1 式
3	サーバ機器等の運用手順書 (電子及び紙媒体)	1 式
4	データ抹消作業の完了証明書	1 式

(2) 疑義の発生

本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに三浦市と協議を行い、承認を得た上で作業を実施すること。

(3) 契約違反

本仕様書に掲げる事項に違反し、三浦市による是正又は中止の勧告に従わないとき

は、その事実を公表し、本契約を解除することができる。そのほか故意または過失により三浦市に損害を与えたときは、その損害を受注者が賠償するものとする。

(4) 留意事項

本件の遂行に際し、三浦市がその完成精度やセキュリティ等に懸念を感じた場合、作業段階に関わらず作業体制や担当者の変更を要求できる。この場合、速やかに三浦市の要求に沿った形で対応することとする。ただし、このことによるスケジュールの遅延は一切認めない。

(5) 情報の保全及び保護

ア 本件に関連して、直接又は間接に知り得た一切の内容を、契約期間のみならず、その終了後も第三者に漏洩してはならない。

イ 本件に係る個人情報を本件以外の用途への使用、第三者への提供・譲渡をしてはならない。

ウ 本件に係る個人情報を三浦市の許可なく複写・複製してはならない。許可をうけて複写した時は、本件における当該情報の利用後、三浦市の指示を受けた後、直ちに複写した個人情報を消去し再生・再利用ができない状態にしなければならない。

エ 個人情報の漏洩を防止するため、三浦市の許可なく、本件について関連企業を含む第三者に再委託してはならない。

オ 本件に係る個人情報の授受に際しては、その方法を事前に提示し、三浦市の許可を得ること。

カ 本件に係る個人情報の保管及び管理について、個人情報の保護に関する法律に基づき、管理者の厳重な注意のもと、当該個人情報の消滅等の事故を防止しなければならない。また、作業従事者に対しても取り扱う情報の重要性を認識させ保管及び管理が厳格に行なわれるよう必要な措置を講ずること。

キ 本件に係る作業過程で作成された個人情報等機密情報を含む中間媒体（磁気データ）は、作業完了後に物理的あるいは磁気破壊したうえで廃棄すること。

ク 上記の廃棄完了後には、受注者の責任者が捺印した廃棄証明書を三浦市に提出すること。

ケ 構築及び保守事業者は、安定性及び信頼性を保証するため、次の資格条件等のうち、いずれかを満たすこと。

(ア) ISO9001（品質マネジメントシステム）の認証を受けていること。

(イ) JISQ/ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を受けていること。